

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から7年3月まで

申立期間当時、私は学生だったので、学生期間中の保険料を申請免除されていた。その後、免除期間のままにしておくとう金が満額支給されず、保険料を追納するのが遅れると保険料が上がっていくことが分かった。

平成7年4月に大学を卒業し就職する際に、申請免除期間の国民年金保険料のことを両親に相談したところ、父が免除期間の保険料は納めてくれることになり、同年4月か5月ごろに父が免除期間の保険料30数万円を納付してくれ、領収印の押された領収書を見せてくれた。

このような年金問題が起こるとは思いもよらず、年金手帳を持っていたこともあり領収書を紛失してしまったが、父が私のために保険料を追納してくれたのは間違い無いので、申立期間が免除期間のままとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金に関する意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその父親は、申立人の免除期間に係る保険料を追納するに至った経緯を具体的に記憶しており、その供述については不自然な点は見当たらない上、申立人の父親が一括して納付したとする保険料額は、申立人の申立期間に係る保険料を平成7年4月又は5月に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の父親の厚生年金保険標準報酬月額から、平成7年当時、父親には申立期間の保険料を納付できる十分な資力があつたものと推認される

ことから、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年10月から6年3月までの期間、7年3月及び8年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から61年3月まで
② 平成3年10月から6年3月まで
③ 平成7年3月
④ 平成8年1月から同年3月まで

私は会社を退職し、独立して自営業を始めた。売上げはすべて母親に渡し、確定申告なども母親に任せていた。母親からは、私が会社を退職した後、役場から国民年金に加入するようにとの連絡を受け、A市B町の役場で加入手続を行った上、同役場で、毎月1回、納付書で、現金により保険料を納付していたと聞いている。自営業を始めて、最初の方は納めていないが、確か、昭和51年ごろからは経営が安定してきたことから、同年4月から納付していると思う。年金手帳は加入するときにもらったように思うが、今は保管していない。

また、平成元年*月*日に姪が生まれ、その時から母親が、姪のために、銀行に貯金をし始め、そのころからは、私の国民年金の保険料も同銀行の窓口で納めていたと聞いている。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の母親によると、「私は、息子から自営業の売上金の管理等を任せられていたので、自分の国民年金保険料の納付は後回しにしてでも息子の国民年金保険料の納付を優先するようにして、毎月、金融機関の窓口において、納付書により納付していた。」と強く主張しているところ、

その主張は当該期間における A 市での保険料の納付方法及び納付単位月数と一致する上、オンライン記録によると、申立人の母親については、当該期間のうち、平成 3 年 10 月及び同年 11 月を除く期間の保険料が、後日 3 回に分けてまとめて納付されていることが確認でき、母親自身の保険料を後回しに納付した時期もあるという主張の信^{びよう}憑性及び母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②の前後は国民年金保険料が納付済みである上、当該期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人によると、当時は自営業の経営が安定していたとしているところ、申立人名義の預金口座の取引履歴により、当該期間において申立人が国民年金保険料を納付できる収入は十分あったものと推認されることから、当該期間の保険料が納付されたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間③及び④については、申立人が所持する平成 7 年及び 8 年分の確定申告書(控)に記載されている国民年金に係る社会保険料の控除額は、それぞれ現年度分の 1 年間の国民年金保険料額と一致している上、当該期間の前後は保険料が納付済みであり、申立期間③の 1 か月及び申立期間④の 3 か月のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者原票によると、当該期間に係る保険料の納付記録が確認できない上、申立人が所持する昭和 59 年分の確定申告書(控)には、国民健康保険に係る社会保険料の控除額のみが記載されており、国民年金に係る社会保険料の控除額は記載されていない。

また、納付を担当していたとする申立人の母親についても、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの期間を除き、当該期間の大部分の保険料が未納であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 10 月から 6 年 3 月までの期間、7 年 3 月及び 8 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は国民年金制度が始まった当初は保険料を納めていなかったが、昭和47年ごろに市役所から、このままでは年金が受けられなくなると言われたので、一括して2通の納付書で保険料をさかのぼって納付し領収書をもらった。2通の領収書の額は7万円ぐらいだったと思う。

自宅に送られたねんきん特別便を確認したら、昭和36年4月から39年3月までの3年間で未納とされていることが分かった。私は市役所の職員の言うとおりにさかのぼれるだけの保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和47年ごろに、36年4月までさかのぼった国民年金保険料として、7万円ほどの保険料を納付書で納付したと主張しているところ、47年3月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている上、納付したとする金額は、第1回特例納付により納付したことがうかがえる申立期間の直後の39年4月から44年12月までの期間(69か月)並びに過年度納付及び現年度納付したものとうかがえる45年1月から47年3月までの期間の保険料額に、申立人が納付したと主張する申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額を加えた合計とおおむね一致することから、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時は店を経営しており、申立期間の保険料を納付したとする昭和47年ごろ、収入は十分にあったとしており、保険料を納

付するために必要な十分な資力があつたことが推認できることを踏まえると、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたと考えることも不自然では無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が送付されたので、社会保険事務所(当時)に年金記録の照会を行ったところ、昭和59年1月から同年3月までの納付記録が未納となっていることが分かった。

国民年金の任意加入については、熟慮した上で付加保険料を含めて加入手続及び保険料納付を行っており、申立期間が未納となっていることは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和52年9月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、第3号被保険者制度が始まる半年前の60年9月まで、定額保険料及び付加保険料を継続して納付していること(56年12月分については、厚生年金保険被保険者期間であったことから、平成11年2月に還付)が確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間の前後において、転居等生活状況に特段の変化は無いことから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年3月27日）及び資格取得日（32年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月27日から32年1月1日まで

昭和29年9月1日から35年11月21日までA社に継続勤務していたにもかかわらず、31年3月27日から32年1月1日までの期間の年金記録が空白となっているので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和31年3月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、32年1月1日において同資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が所持する退職金支給明細書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「震災と、統合・合併の経緯があることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格取得及び喪失に係る記録に関する資料は散逸している。しかしながら、申立期間前後の厚生年金保険記号番号が一致していること、当時を知る役員も申立期間前後において申立人が転籍していた記憶が無いこと、及び申立人が5年間永年勤続表彰の記念品を所持していることなどから、申立期間もA社に継続して在籍していたと推察される。」と回答している。

さらに、申立期間当時、申立人と同様の仕事をしていた複数の元同僚は、「申立人は申立期間の前後を通じてA社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった。申立期間において、仕事内容は申立人と同じであっ

た。」とそれぞれ証言している上、これらの元同僚については、いずれも申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和31年2月及び32年1月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主における納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年3月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、18年12月10日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年3月までは50円、同年4月から同年11月までは60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年12月10日まで

私は、昭和16年9月にA社B支店に入社し、17年4月1日にC営業所に転勤、18年12月10日に徴用のためいったん退職するまでの間、同社にて継続勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が全く無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社によると、「当社が保管する資料により、申立人は、昭和16年9月から、申立期間のうちの少なくとも17年10月までは同社に在籍していたことが確認できる。」としている上、申立人が名前を記憶し、申立期間について同社の被保険者記録が確認できる元同僚8人のうち、連絡先が判明し聞き取り調査を行うことができた二人によると、「申立人は、16年9月から18年2月まで同社E支店C営業所で一緒に勤務していた。」と証言している。また、当該事業所に勤務していた期間については、申立人から「同期入社の子と一緒に関係会社を退職し、徴用によりF社に異動した。」との供述があり、当該元同僚のF社における資格取得日は申立人と同様に18年12月10日であり、申立人の供述とも一致することから、申立人が申立期間にG社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、申立人は昭和

17年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。なお、厚生年金保険制度は、17年1月1日からの準備期間を経て、同年6月1日から当時の労働者年金保険法として完全施行されている。

加えて、申立人及び申立人が記憶する元同僚8人のうちの二人については、G社H支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、資格取得日がそれぞれ昭和20年8月28日、同月29日、同月30日となっているものの、オンライン記録によると、元同僚二人については、兩人とも17年6月1日からの被保険者記録が確認できる。しかしながら、申立人については、20年8月30日からの被保険者記録しか確認できない。

その上、申立人及び上記の元同僚二人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)については、「I社会保険出張所」及び「J社会保険出張所」のゴム印が押された2種類の台帳がそれぞれ確認でき、I社会保険出張所(当時)の台帳では、3人ともA社において昭和17年1月1日に被保険者資格を取得し、同年4月1日に同社B支店がJ社会保険出張所(当時)の管轄となったことに伴い同資格を喪失していることが確認できる一方、J社会保険出張所の台帳では、元同僚二人については、17年1月1日からD社の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人の資格取得日は、20年8月30日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は18年12月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社で、同様の職種であったとする元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和17年6月から18年3月までは50円、同年4月から同年11月までは60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年5月30日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を34年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月30日から同年6月1日まで
② 昭和36年3月1日から同年6月21日まで

A社B支店は、昭和34年2月に設立されたC社と合併し、社名は変わったものの、私はその後も継続して勤務していた。また、私がD社E支店に入社したのは、C社を退職した日の翌日であり、入社後すぐに健康保険証をもらったはずなので、厚生年金保険の記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①について、「A社B支店において継続して勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和34年5月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており（全喪）、申立人を含む37人が同日付けで被保険者資格を喪失している。

しかしながら、申立人及びA社B支店の複数の元従業員（申立人と同様に、昭和34年5月30日に同社同支店における被保険者資格を喪失したことが確認できる元従業員のうちの一人を含む。）が、申立期間①当時、A社B支店は、既にC社F支店に名称変更していたものの、業務は継続していたとしている。また、申立人と同様に申立期間①の被保険者記録が無い元従業員が保管する給与明細書によると、「C社F支店」の名称が印刷され、当該期間に相当する34年5月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該事業所は、申立期間①において、従業員数が常時5人以上と

いう当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと考えられ、申立人は、当該事業所で継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は全喪届を社会保険事務所に提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、D社が保管する「厚生年金資格取得者台帳」により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和36年6月21日と確認でき、この日付は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立期間②当時、D社G支店で勤務していた元従業員は、「申立人は昭和36年3月ごろに同社G支店に入社してきたと思う。私は35年12月ごろに入社したと思うが、厚生年金保険の被保険者となったのは36年4月からである。本社では定期採用しており、入社日と同時に被保険者資格を取得していたと思うが、私のような各支店の現地で採用された者の場合、入社後、しばらくは厚生年金保険に加入しない見習期間があった。」と証言している。さらに、本社採用でG支店に配属された元従業員は、「私は本社で採用されたので、36年3月1日の入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、申立人のように現地で採用された場合には、同保険の被保険者資格取得は入社と同時にないと聞いたことがある。」と証言している。

さらに、D社の現在の事務担当者は、「申立期間当時の事務担当者に確認したところ、本社で一括して社会保険の手続と給料計算を行っていた。給与明細書も本社から支店へ送付していた。」としていることから、申立人が、申立期間②に同社G支店で勤務していたことは推認できるものの、入社と同時に厚生年金保険の加入手続が行われなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和49年7月を7万2,000円、52年7月を13万4,000円、53年7月を17万円、54年7月を19万円、55年7月を22万円、56年8月及び同年9月を24万円、60年9月及び62年6月から同年9月までを28万円、63年3月から同年12月までを30万円、平成元年1月を34万円、同年2月から同年7月までを32万円、同年8月を34万円、同年9月から同年12月までを32万円、2年1月を36万円、同年2月を34万円、同年3月から同年12月までを32万円、3年1月を38万円、同年2月を36万円、同年3月から同年12月までを34万円、4年1月から5年1月までを36万円、同年2月を38万円、同年3月から同年9月までを36万円、同年10月から同年12月までを38万円、6年1月を41万円、同年2月及び同年3月を38万円、同年4月から同年11月までを41万円、同年12月を47万円、7年1月を41万円、同年2月を44万円、同年3月を41万円、同年4月及び同年5月を44万円、同年6月及び同年7月を41万円、同年8月から8年8月までを44万円、同年9月を47万円、同年10月から9年2月までを44万円、同年3月から同年7月までを47万円、同年8月から同年10月までを50万円、同年11月を47万円、同年12月から10年12月までを50万円、11年1月から12年9月までを53万円、同年10月を56万円、同年11月を53万円、同年12月から14年4月までを56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月1日から56年10月9日まで
② 昭和56年10月9日から平成14年5月21日まで

ねんきん定期便と保管していた給与明細書と照合の結果、標準報酬月額と

実際の支給額、及び納付されている保険料額と実際徴収された保険料額に相違があるため、給与支払額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出があった給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、申立期間①については、当該期間のうち、昭和49年7月を7万2,000円、52年7月を13万4,000円、53年7月を17万円、54年7月を19万円、55年7月を22万円、56年8月及び同年9月を24万円に訂正することが妥当である。また、申立期間②については、当該期間のうち、昭和60年9月及び62年6月から同年9月までを28万円、63年3月から同年12月までを30万円、平成元年1月を34万円、同年2月から同年7月までを32万円、同年8月を34万円、同年9月から同年12月までを32万円、2年1月を36万円、同年2月を34万円、同年3月から同年12月までを32万円、3年1月を38万円、同年2月を36万円、同年3月から同年12月までを34万円、4年1月から5年1月までを36万円、同年2月を38万円、同年3月から同年9月までを36万円、同年10月から同年12月までを38万円、6年1月を41万円、同年2月及び同年3月を38万円、同年4月から同年11月までを41万円、同年12月を47万円、7年1月を41万円、同年2月を44万円、同年3月を41万円、同年4月及び同年5月を44万円、同年6月及び同年7月を41万円、同年8月から8年8月までを44万円、同年9月を47万円、同年10月から9年2月までを44万円、同年3月から同年7月までを47万円、同年8月から同年10月までを50万円、同年11月を47万円、同年12月から10年12月までを50万円、11年1月から12年9月までを53万円、同年10月を56万円、同年11月を53万円、同年12月から14年4月までを56万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う金額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和45年7月から49年6月までの期間、同年8月から52年6月までの期間、同年8月から53年6月までの期間、同年8月から54年6月までの期間、同年8月から55年6月までの期間及び同年8月から56年7月までの期間については、申立人から提出があった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致又はそれ以下であることが確認できる上、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和56年10月から60年8月までの期間、同年10月から62年5月までの期間及び同年10月から63年2月までの期間については、申立人から提出があった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致している上、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち、昭和45年7月から49年6月までの期間、同年8月から52年6月までの期間、同年8月から53年6月までの期間、同年8月から54年6月までの期間、同年8月から55年6月までの期間及び同年8月から56年7月までの期間、並びに申立期間②のうち、56年10月から60年8月までの期間、同年10月から62年5月までの期間及び同年10月から63年2月までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和34年6月1日から平成12年10月31日までの間、継続してA社に勤めていたが、昭和37年4月1日付けで同社本社からB工場に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した就業証明書及びC健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において昭和34年6月1日から平成12年10月31日までの間、継続して勤務し（37年4月1日付けで同社本社から同社B工場に異動発令）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該異動日については、A社によると、「昭和37年4月1日付けで本社からB工場に異動となった際に、同工場が厚生年金保険に適用されるまでの間、本社在籍とし、資格喪失日を同年5月1日として届け出るべきところ、同年4月1日として届け出たことが原因として考えられる。」としていることから、A社における資格喪失日を37年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和37年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤って提出したこと

を認めており、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 4 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年1月までの期間及び同年5月から61年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月から59年1月まで
② 昭和59年5月から61年12月まで

A市に在住している時、年金未払書が届き、電話したところ「納めない
と将来年金を受け取ることができません」と言われ納めに行った。その後、
B市に引っ越してから必ず市役所に行かなければならないと思い、国民
健康保険の手続と一緒に国民年金についても手続と納付は行っているはず
なのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人は、昭和58年6月からA市に在住し、60年2
月にA市からB市に転出していることが確認できるものの、A市及びB市のい
ずれにおいても申立人の国民年金の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成9年3月21日付けで基礎
年金番号が厚生年金保険の記号番号で付番されていることが確認でき、この時
点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付できない上、それ以前に
別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかが
わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に在住していたA市及びB市において、国
民年金と同時に国民健康保険の加入手続も行い、保険料を納付していたとして
いるが、A市及びB市によると、いずれの市においても、申立期間に係る申立
人及びその妻の国民健康保険の加入記録は無いとしており、申立内容と相違す
る。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納
付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和60年当初に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。同年9月に結婚して妻と市役所に行き、妻の国民健康保険の加入手続を行った。その際、市役所の職員に、「妻の国民年金の加入手続も行うように。過去の未納の国民年金保険料については2年分さかのぼって納付できる。」と言われた。そこで、数日後、私達夫婦は、58年4月からの二人分の未納保険料を、結婚祝い金を使って、上記の市役所職員に窓口で手渡して納付した。また、その後は毎月、夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していた。

このように、私達夫婦は、昭和58年4月以降の国民年金保険料を未納とすること無く納付しているので、年金記録では申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年1月4日に払い出されており、申立人の主張どおり、申立人はこのころに国民年金に加入したことが確認できるため、この時点においては、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができたが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする60年9月の時点においては、申立期間のうち58年4月から同年8月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付したと主張しているが、市役所によると、当時、窓口では、過年度の国民年金保険料について、納付書は発行していたものの、収納することはなかったとしていることから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年3月まで

独身時代に社会保険に加入していなかった私は、昭和60年9月に結婚して夫と市役所に行き、国民健康保険の加入手続を行った。その際、市役所の職員に、「国民年金の加入手続も行うように。過去の未納の国民年金保険料については2年分さかのぼって納付できる。」と言われた。既に国民年金に加入していた夫にも国民年金保険料の未納があったので、数日後、私達夫婦は、58年4月からの二人分の未納保険料を、結婚祝い金を使って、上記の市役所職員に窓口で手渡して納付した。また、その後は毎月、夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していた。

このように、私達夫婦は、昭和58年4月以降の国民年金保険料を未納とすること無く納付しているので、年金記録では申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年5月1日に払い出されており、申立人の主張とは異なり、申立人はこのころに国民年金に加入したことが確認でき、この時点においては、申立期間のうち、58年4月から60年3月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金に加入したと主張する昭和60年9月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、仮に、60年9月を起点にしても、申立期間のうち58年4月から同年8月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付したと主張しているが、市役所によると、当時、窓口では、過年度の国民年金保険料について、納付書は発行していたものの、収納することはなかったとしていることから、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から同年12月までの期間及び58年7月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から同年12月まで
② 昭和58年7月から59年3月まで

私は、昭和59年4月にA県で就職したため、B市役所C出張所で転入届を提出した。その際、年金の担当者が記録の確認を行った上、未納期間の保険料をさかのぼって納付するよう勧めたため、申立期間①及び②について、保険料を一括で納付する用紙を作成してもらい、合計約8万円の保険料を窓口で納付した。

その後、昭和61年6月14日、B市役所C出張所で転出届を提出しようとしたところ、同年1月16日付けで、市役所が職権により私の住民登録を抹消したことが判明した。市役所本庁に出向いて説明を求めたが、回答が無く、理由は不明であった。続く同年6月16日にD市役所で転入届を提出した際、同市役所の担当者が、B市役所に連絡して、同年1月16日付けでD市への転入届は受理された。このような不可解な出来事があったこともあって、私の年金記録についても疑いを持っている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号については、最初の4桁が*で始まる番号が払い出されているところ、社会保険事務所(当時)によると、最初の4桁が*で始まる国民年金手帳記号番号は、E市又はF市で加入手続を行った際に払い出されていた番号であるとしていることから、申立人が加入手続を行った時点は、申立人がE市へ転入した昭和62年1月17日以降と推認され、この時点において、申立期間①及び②については、時効により保険料を納付できない期間

となる。

また、申立人が昭和 59 年 4 月に B 市役所 C 出張所で加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 59 年 4 月に B 市役所 C 出張所で転入届を提出した際、同出張所の職員から国民年金保険料の納付を勧められ、申立期間①及び②について、保険料を一括で納付する用紙を作成してもらい、合計約 8 万円の保険料を窓口で納付したと主張しているが、この時点において、申立期間の一部は、保険料を過年度で納付する期間となるところ、B 市によると、当時、同市役所及び同市役所 C 出張所では過年度納付書の発行及び過年度保険料の窓口での収納を行っておらず、過年度保険料の納付について申出があった場合は、社会保険事務所に進達し、社会保険事務所から過年度納付書が自宅に郵送されていたとしており、B 市役所 C 出張所の窓口で保険料をさかのぼって納付したとする申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1513

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年12月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所（当時）に赴いて年金記録の確認をしたところ、昭和49年1月から51年12月までの納付記録が無いことが分かった。また、国民年金は、両親が家族全員の保険料を集金人に納付しており、私のみの年金記録が無いのはおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）の記録によると、申立人には、国民年金の加入記録が無い上、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人が提出した昭和51年分の申立人の父親の確定申告書（控え）によると、記載された社会保険料控除額に申立人の申立期間に係る国民年金保険料額が計上されたことはいかたがえないことから、申立人の保険料が納付されていたとは推認できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年3月まで

結婚するまでの期間は親の扶養に入っており、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。父は生前、私の分も納付しているので高くつくと言っていた記憶がある。

しかし、両親が既に他界しており、領収書等の書類も残っていないが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月12日に払い出されており、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、上記の手帳記号番号が払い出された53年4月時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳によると、当該時点において時効にかかわらず保険料の納付が可能であった、申立期間直後の昭和50年4月から53年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていること(市によると、過去においては、納期限から2年さかのぼり時効となる時点を越えて、年度当初の4月分までの保険料を過年度納付できる納付書を発行していたことがあったとしており、当時においても同様の取扱いを行っていた可能性が考えられる。)が確認できる。

さらに、申立期間における国民年金保険料の納付については、申立人は関与していない上、申立人の両親は既に他界しており、申立期間当時の納付に関する状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 10 日から 59 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 57 年 4 月 28 日に妻と長女と三人で日本に永住するために外国から入国し、その二日後に、A社（現在は、B社）を紹介され勤めることになった。アルバイトから同年 5 月 10 日に正社員となり健康保険証も持っていたのに、厚生年金保険の加入が 59 年 9 月 1 日からとなっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社によると、「申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除の有無等については確認することはできない。」としている。

また、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者資格を有し、申立人と同様に当時外国籍であった元従業員二人について、B社が保管する当該元従業員二人の在職証明書に記載されている入社日は、それぞれ昭和 56 年 1 月 5 日及び同年 7 月 1 日であるところ、オンライン記録によると、同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、それぞれ同年 12 月 1 日及び 57 年 9 月 1 日であり、入社から被保険者資格の取得まで約 11 か月から約 1 年 2 か月遅れていることが確認できることから、当時、同事業所では、外国籍の従業員については、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社が保管する申立人に係る昭和 57 年分の給与支払者報告書により、社会保険料控除額について、給与支払者報告書に記載されている給与支給額から推定される標準報酬月額に見合う健康保険料及び厚生年金保険料を試

算したところ、その合計額は、給与支払者報告書に記載されている社会保険料控除額を大きく上回ることから、厚生年金保険料が給与から控除されていたものと認められない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月15日から37年5月20日まで
② 昭和39年4月2日から41年3月10日まで
③ 昭和42年2月10日から48年3月21日まで
④ 昭和53年4月20日から平成2年11月8日まで

私は、昭和30年4月15日から41年3月9日までの期間及び42年2月10日から49年1月20日までの期間、それぞれA社に勤務していたが、37年5月21日から39年4月2日までの期間及び48年3月22日から49年1月21日までの期間しか厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。また、その後勤務したB社（現在は、C社）において53年4月20日から平成2年11月8日までの厚生年金保険被保険者記録が無いことにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについては、申立人は、昭和30年4月15日から41年3月9日までの期間及び42年2月10日から49年1月20日までの期間、それぞれA社に勤務していたとしているが、オンライン記録によると、37年5月21日から39年4月2日までの期間及び48年3月22日から49年1月21日までの期間しか厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同社が保管する健保厚年番号払出簿によると、申立人は、37年5月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年4月2日に同資格を喪失後、48年3月22日に再度同資格を取得し、49年1月21日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社によると、「申立人の職種がD職であったとするのであれば、当時下請事業所であったE社の従業員であったのではないか。」としており、

申立人も「当時の給与についてはE社から支給されていた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、E社は昭和40年4月1日から53年11月7日までの間、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できるものの、申立人のE社に係る被保険者記録は確認することはできない。

さらに、申立期間①から③までのいずれかにA社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員38人を把握し、聞き取り調査を行った結果、4人は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間は分からない。また、申立人がA社の社員だったか、E社の社員だったかも分からない。」と証言しており、残る34人は、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の勤務期間及び勤務実態を確認することができない上、申立人が申立期間③においてA社に再度勤務するように依頼されたと記憶する元従業員3人については、3人とも既に亡くなっており、当時の状況を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和37年5月21日に記号番号*により被保険者資格を取得し、39年4月2日に同資格を喪失後、48年3月22日に別の記号番号(*)により再度同資格を取得し、49年1月21日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間④については、申立人は、昭和53年4月20日から平成10年11月20日までの間、C社において継続して勤務していたとしているが、同社は、「申立人は、申立期間には下請事業所であったF社の従業員として当社の現場で勤務していた。」と回答している上、C社の元従業員も同様の証言をしており、申立人も「当時の給与はF社から支給されていた。」と証言している。しかし、オンライン記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、平成2年11月9日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社が保管する申立人に係る雇入通知書においても、雇用期間の始期は同日であることが確認できる。

さらに、申立期間④にC社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員5人を把握し、聞き取り調査を行った結果、上記の元従業員以外の4人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務期間及び勤務状況を確認することができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間④において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 10 日から 41 年 12 月 31 日まで
② 昭和 42 年 7 月 30 日から 47 年 5 月 10 日まで

私は、14 歳のころから A 社で勤務し、退職するまでに 10 年間は経過していたと記憶している。

しかし、年金記録では、A 社で勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入期間は 36 か月となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務し始めた 14 歳のころから退職するまで 10 年間は経過していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、同社において厚生年金保険被保険者資格の取得と喪失を繰り返し、最後（3 回目）の資格喪失日は、申立期間①より前の昭和 40 年 7 月 28 日であることが確認できる。当該資格喪失日は、申立人が 14 歳となった 29 年*月から約 11 年間は経過していることから、申立人が A 社に在籍していたと主張する期間とおおむね一致することとなり、申立期間①及び②を含めると、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録により、申立期間①又は②において、A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 9 人（申立期間①は 3 人、申立期間②は 6 人）に文書で照会したところ、回答があった 7 人（申立期間①は 2 人、申立期間②は 5 人）全員が申立人を記憶していない上、申立人も、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 20 人について、全員を記憶していない。

さらに、公共職業安定所によると、申立期間①及び②における申立人に係る雇用保険の記録は無いとしている。

以上のことから、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務していたことが確認できないことに加え、上記の被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、整理番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年8月1日まで

私は、A社の前身のB社に入社して以降、私が事業を引き継いで平成10年6月に廃業するまでの間、事業主や事業所の名称は変わっているものの、継続して勤務していたが、A社からC社に社名変更した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の前身のB社に入社して以降、A社から事業を引き継いだ各事業所においても継続して勤務していたとしているところ、申立人は、事業所の組織の変遷やその事業内容、自身の業務内容などを具体的に記憶していることから、申立人が、A社から事業を引き継いだC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、最終的には申立人が当該事業所を引き継いで事業主となっているものの、申立期間当時の資料は残っていないとしている上、当時の事業主も亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚は既に亡くなっているため、申立期間にC社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員49人のうち、連絡先の判明した4人に文書照会を行い、そのうち二人から回答があり、一人は、「申立人のことを記憶しているが、申立期間も勤務していたかどうかは分からない。」と証言している上、もう一人は、「申立人のことを記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和25年12月1日にA社の被保険者資格を喪失した元従業員は申立人を含め46人確認でき、そのうち30人が、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年12月1日に、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同じ記号番号によりC社で被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、A社の被保険者資格を喪失後、26年8月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは別の記号番号によりC社で被保険者資格を取得していることが確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄には、健康保険被保険者証を返却した旨の記載を確認することができる。

加えて、申立人と同様に昭和25年12月1日以降にC社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の一人は、「自身の記録については、A社をいったん退職し、その後改めてC社に就職したので、間違い無い。」と証言している。

その上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和25年12月1日から、申立人が被保険者資格を取得した26年8月1日までの間に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 18 日から同年 6 月 30 日まで

私は、昭和 49 年 2 月に A 社に転職し、前職よりも給与が上がったことや、同年 6 月に同社を退職して他社の採用面接を受けた際も、「A 社さんのような高い給与は出せない。」と言われたことを覚えている。

しかし、ねんきん定期便の記録では、A 社における標準報酬月額が、その前後に勤務していた事業所における標準報酬月額より低額であり、この記録は間違っていると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 社における申立人の標準報酬月額については、「健康保険厚生年金保険被保険者原票」及び A 社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれにおいても 6 万 4,000 円と記載されている上、同社が加入している B 厚生年金基金が保管する資料についても、当該金額と一致することが確認できる。

また、申立人は、A 社では毎月 40 時間から 50 時間ほどの残業があったとしているが、同社の職員名簿には、申立人の昭和 49 年 2 月の給料及び手当は計 6 万 4,000 円と記載されており、これには時間外手当が含まれていない。同社は、「採用時における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の際には、標準報酬月額に時間外手当を含めておらず、毎年 7 月に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を行う時点で、標準報酬月額に時間外手当を含めることとしている。申立人は、昭和 49 年 2 月に入社し同年 6 月末に退社しているので、申立人の在職期間中は、算定基礎届を行っていない。」と回答していることから、申立期間における時間外手当については、標準報酬月額に反映せず届け出ていたと考えられる。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日の3か月前（昭和48年11月）から資格喪失日（49年6月30日）までの間に、同社において資格取得している職員40人の標準報酬月額についてみると、それぞれの資格取得日から同社が算定基礎届を提出した49年7月までは、40人のうち38人が申立人と同額の6万4,000円かそれ以下であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する手取り月収に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から当該保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 30 日から 33 年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 27 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 8 月 30 日に A 社に入社し、35 年 4 月末まで B 社の下請けの仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録はその一部の期間しか無い。事務長より、入社当初から、厚生年金保険料を給与から控除するとの説明があったにもかかわらず、勤務していた期間の一部に厚生年金保険被保険者記録の欠落があることに納得できないため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人が記憶している元同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることにより、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①及び②前後の時期において A 社で厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた 26 人に、申立人の厚生年金保険への加入状況について照会したところ、19 人から回答があったものの、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、同社に照会しても、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況が確認できる資料は保管されておらず、当時の代表社員及び事務長は既に死亡していること等の理由から、申立内容及び勤務実態や厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

また、i) 上記の回答があった 19 人のうち、A 社における勤務期間を記憶している 10 人中 6 人は、記憶している勤務期間と厚生年金保険被保険者期間に約 1 年半から 4 年の相違があるところ、複数の元従業員によると、入社当初の臨時工であった期間は、厚生年金保険に加入しておらず、その間、給与から

保険料は控除されていなかったと証言していること、ii) そのうちの一人は、当時、日雇勤務で給料は少なかったと証言していること、iii) 当該事業所によると、関係資料が残っていないため詳細は不明であるが、申立期間については、期間限定の臨時雇用や日雇雇用等が考えられるとしていること、iv) 申立人が同じグループで働いていたとする複数の元同僚のオンライン記録によると、当該事業所において複数回の被保険者資格の取得及び喪失が行われていることが確認できること等から、当該事業所では、従業員のすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

さらに、申立人がA社から唯一交付されたとする厚生年金保険被保険者証によると、昭和33年9月1日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できるところ、記載されている厚生年金保険被保険者記号番号は、同台帳記号番号払出簿から、同日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和33年11月27日に資格喪失し、健康保険の被保険者証を返却したことを表す「返」の記載が確認できる上、申立期間①及び②に申立人の氏名の記載は無く、当該期間前後に整理番号の欠番は無い等、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から同年11月16日まで
② 昭和24年4月16日から26年3月まで

昭和23年4月にA社（現在は、B社）に入社し、26年春まで勤務した。厚生年金保険の記録では、同社での勤務期間のうち、約半年ほどしか記録が無いが、勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録によると、申立人の同社での在籍期間は昭和23年8月11日から24年4月16日までであり、この退職日の日付は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人が被保険者資格を喪失したとされている日と一致している。

また、被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員のうち、所在が確認できた9人に照会したところ、全員から回答があり、そのうちの一人は、「申立人が同社で勤務していたことは記憶しているが、その勤務していた時期までは不明である。」と証言している上、残る8人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務状況を確認することができない。

さらに、B社の現在の担当者は、「申立期間当時は従業員個々に試用期間の長さ及び厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていた。」としているところ、上記の元従業員9人の中には、「試用期間が無かった。」と証言する者や、「最初の1か月は試用期間だった。」、「入社後3か月ほど試用期間があった。」と証言する者がおり、同社の回答のとおり、当時、従業員ごとに試用期間の有無が異なり、その長さも区々となっていたため、当該事業所においては従業員を必

ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、同保険への加入時期も一律ではなかったことがうかがえる。

加えて、B社の現在の担当者は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」としている。

このほか、被保険者名簿の健康保険番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 15 日から 45 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 2 月 1 日に A 社に入社し、46 年 3 月 25 日まで同社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 2 月 1 日から 46 年 3 月 25 日までの間、A 社に継続して勤務していたとしているところ、同社によると、「申立期間当時の資料は残っていないものの、申立人は申立期間において当社に勤務していた。」としている。

しかしながら、A 社は、「申立人は、入社当初は会社のリヤカーを使って業務を行っていたが、申立期間においては、自身の車を持ち込んで業務を行うようになり、それに伴い申立人の勤務形態や給与形態が変わったため、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思われる。」としている。

また、申立期間において A 社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 5 人から聞き取り調査を行ったところ、そのうち一人は、「申立人は同社に勤務していたが、自身の車を持ち込んでいたため、他の従業員と勤務形態が異なるのではないか。」と供述しており、当該事業所の証言と一致する上、残る 4 人は、「申立人の記憶は無い。」としている。

さらに、当該事業所が昭和 39 年 9 月 1 日から加入している B 健康保険組合（当時は、C 健康保険組合）によると、「当健康保険組合における申立人の被保険者期間は、申立期間直後の 45 年 6 月 1 日からである。」としている。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 41 年 4 月 15 日に被保険者資格を喪失し、45 年 6 月 1 日に同社における

2度目の被保険者資格を取得していることが確認できる上、健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和41年5月から45年3月までの期間については国民年金の被保険者資格を有し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 10 日から 38 年 12 月 21 日まで
私は、昭和 28 年から結婚した 38 年まで A 社で働いた。給料から厚生年金保険料が引かれていたのに、申立期間の被保険者記録が無いので、社会保険事務所(当時)で調べてもらったところ、私の名前や性別に間違いがある上、既に脱退手当金が支払い済みになっていると言われた。そのような記憶は無く、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失月である昭和 38 年 12 月の前後約 2 年以内に被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格を有していた 13 人中 12 人(申立人を含む。)に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 12 か月以内(10 人が 6 か月以内)に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうちの 4 人が「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と証言していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の性別が男性と誤って記録されていることが確認できるものの、上記被保険者名簿を始め他の資料では女性と記録されており、当該台帳を除いては、申立人に係る記録に不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月2日から31年3月31日まで

私は、A社に勤務していたが、昭和29年3月に、子会社のB社C工場へ出向となり、約2年間、同工場のD課で主任として勤務していた。子供がいたので、出向期間中も健康保険証を使っていたし、厚生年金保険についても当然加入していたと思う。

B社C工場に出向していた期間の厚生年金記録が無いことに納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社からB社C工場に出向していたことは推認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間の後に申立人の後任としてA社からB社C工場に出向したと考えられる元同僚及び申立人を知っている元同僚については、いずれも、同工場においては厚生年金保険に加入していないものの、昭和31年4月以降35年6月まで、親会社であるA社において、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、出向元であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した申立期間当時被保険者資格を有している者34人に照会し、そのうちの30人から回答を得たが、申立人の勤務実態及びB社への出向状況についての具体的な証言を得ることはできない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の同社の役員も既に亡くなっている上、現在のB社においても、「申立期間当時の事業主は亡くなっており、当時のことを知る者は無く、人事関係の書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間に使用していた健康保険証は健康保険組合の

ものだったと思う。」と主張しているが、D健康保険組合は、「当時の記録（紙台帳）は震災により失われた。」と回答しており、申立人の加入状況を確認することができない。

加えて、A社及びB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 63 年 4 月まで

私は、昭和 50 年 7 月から 63 年 4 月までの期間、A社に勤務していたが、この期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

途中、退職していた時期もあったが、厚生年金保険料を控除されていたのは間違い無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 7 月から 63 年 4 月までの期間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、同社については、商業登記の記録が無く、オンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社に勤務したとする申立期間より後の平成元年 9 月 1 日から 12 年 4 月 29 日まで、B社において厚生年金保険の加入期間があることが確認できるところ、B社が提出した「退職手当等にかかる市民税県民税特別徴収税額納税内訳書」及び同社の事務担当者の証言から、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 10 月 20 日から平成 12 年 4 月 29 日までの間、同社（当初は、C社）に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、B社の事務担当者によると、「A社は、昭和 43 年ごろに申立人やB社の創業者も勤務していた会社であったが、社会保険の適用事業所ではなく、1年経たずに閉鎖となった。このA社の閉鎖を機にC社が設立され、申立人も設立と同時に入社した。」と証言している。

加えて、オンライン記録によると、B社は平成元年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、前記の事務担当者は、「当社の厚生年金保険の適用年月日は平成元年 9 月 1 日であり、それまでの間、従業員は国民年金に加入していた。」と証言しており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同日であることから判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険に

加入していたと認めることはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

A社で勤務した平成 3 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間について、厚生年金保険被保険者の記録が抜けている。当時、家族もおり、健康保険証も交付されていた。当然、厚生年金保険の加入手続もしてもらっているので、調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚二人の証言から、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚二人は、「申立人は休みがちだったので厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と証言している。

また、A社は、「当時の代表者は亡くなっており、関係書類も保管していないため、申立人に関する当時の状況を確認することができない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない上、上記の元同僚からも、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 4 年 4 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得、同年 10 月 1 日に同資格を喪失し申立期間の被保険者記録は確認できないところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、申立期間については、雇用保険の被保険者記録も無いことが確認できる。

加えて、A社に係る被保険者縦覧照会回答票によると、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月末から 28 年 12 月末まで

私は、昭和 21 年 6 月末から 28 年 12 月末まで A 社で勤務していたと記憶している。一緒に勤務していた二人の元同僚には同社における厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の加入記録だけが無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する二人の元同僚は、「申立人は A 社において勤務していたが、勤務していた時期までは記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 25 年 8 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる上、上記の元同僚二人も、同日までは厚生年金保険や健康保険には加入していなかったと証言していることから、申立期間のうち、21 年 6 月末から 25 年 7 月 31 日までは、同社が厚生年金保険の適用を受けていないことが確認できる。

さらに、A 社の厚生年金保険新規適用日（昭和 25 年 8 月 1 日）から 1 年以内に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員二人は、同社の製品を最寄り駅まで運ぶ手段について、「最初は人力のトロッコだったが、27 年か 28 年の夏ごろに三輪自動車に変更になった。」と証言している。しかし、申立人は、「人力のトロッコや三輪自動車の記憶は無く、製品を背負って運ぶ以外に方法は無かった。」と供述しており、同社で勤務していた当時の記憶と上記の元従業員二人の証言に相違がみられることから、申立人は、同社の厚生年金保険新規適用日より前に、同社を退職していた可能性が考えられる。

加えて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった際に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が現場監督だったと記憶している元同僚を筆頭に 15 人が、同社の厚生年金保険新規適用日（昭和 25 年 8 月 1 日）

に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、最終の整理番号*番（30年11月10日に資格取得）までに申立人の氏名は確認できない上、整理番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 21 日から 49 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月 5 日の A 社（現在は、B 社）設立時から継続して代表取締役を務めている。43 年 11 月 13 日から継続して社会保険に加入していたのに、オンライン記録によると、45 年 5 月 21 日から 49 年 3 月 1 日までの期間の記録が欠落している。その間も代表取締役として勤務しており、報酬を受けていた。記録が無いことに納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の閉鎖登記簿謄本の役員欄の記録、複数の元従業員及び同社の顧問税理士事務所の担当者の証言により、申立人は申立期間において、継続して当該事業所の事業主であったことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者資格を昭和 45 年 5 月 21 日に喪失し、健康保険被保険者証を同月 27 日に返納していること、ii) 申立人の B 社に係る同原票によると、被保険者資格を 49 年 3 月 1 日に取得しており、当該資格取得に係る処理の進達日が同月 14 日であること、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人が B 社で 49 年 3 月 1 日に資格取得した際の記号番号が同月 15 日に払い出されていることがそれぞれ確認でき、当該記録に遡及処理や訂正等の不自然な点は見当たらない。

また、A 社及び B 社に係るそれぞれの健保記号番号索引簿において、申立期間に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B 社及び同社の顧問税理士事務所には、申立期間当時の賃金台帳、

源泉徴収簿及び標準報酬月額算定基礎届等の資料は保管されていないことから、同社が申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に申立てどおりの届出を行ったか否かを確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間当時、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月3日まで

私は、店を営むためにA社を退職したが、被保険者記録照会回答票が送られてきて、同社退職後に脱退手当金を受給したことになることと初めて知った。退職した当時、脱退手当金という給付制度があることも知らなかったし、退職後一度も会社に行ったことが無く、支払日まで1年半もかかっているのもおかしい。脱退手当金を受け取った記憶が無いのに、支給したという記録があることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の関連資料が残っていないため、脱退手当金の取扱いについては不明であるとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失月と同月に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある6人（申立人を含む。）について調査したところ、そのうちの一人が、申立人と同じ日（昭和22年5月*日）に脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できる上、別の一人は、「会社で脱退手当金の請求手続をしてもらったような記憶がある。」と証言していることから、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当時の脱退手当金の支給要件の一つが「厚生年金保険被保険者資格喪失後1年を経過」であったところ、申立人は約1年8か月後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1584 (事案 21 及び 304 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 2 月 1 日から 24 年 11 月 20 日まで
② 昭和 25 年 2 月 28 日から 27 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 9 月 2 日から 29 年 1 月 10 日まで
④ 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、私が役員として経営に参画していたA社(その後、「B社」に改組)での厚生年金保険被保険者期間は、昭和 24 年 11 月 20 日から 25 年 2 月 28 日までとなっているが、私は同社に、設立時の 22 年 2 月 1 日から 27 年 2 月 28 日まで継続して在籍していたので、申立期間①及び②も厚生年金保険被保険者であったはずである。

また、C社での被保険者期間は、昭和 29 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日までとなっているが、私は 27 年 9 月 2 日から 29 年 12 月 31 日まで同社に在籍していたので、申立期間③及び④も被保険者であったはずである。

いずれの事業所についても、在籍期間に比べ厚生年金保険の被保険者期間が短すぎることに納得できないので、正確な記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 3 月 3 日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立てに係る事業所で勤務していた元同僚から事実関係を確認してほしい等として再度申立てを行ったため、当委員会では、当該元同僚等から証言を得るなどしたが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂

正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年12月24日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、これまでの申立てと同様に、自身が申立てに係る事業所で勤務していた申立期間①から④までの期間については、厚生年金保険被保険者であったはずであり、被保険者記録を訂正すべきであると主張している。

しかしながら、今回、申立人から新たな事情は提示されなかった上、これまでの調査結果等を改めて精査しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月から 25 年 5 月 24 日まで
② 昭和 25 年 5 月 24 日から 26 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 7 月 10 日から 29 年 11 月まで

昭和 21 年 4 月に A 社に入社した。同年 12 月に、厚生年金保険の加入とボーナス支給を要求して、1 週間の労働争議を起こした。会社は要求を受け入れてくれたので、加入手続されていると思っていた。その時に加入手続が行われず、会社が厚生年金保険に加入したのが 25 年 5 月であるならば、私もすぐに加入しているはずである。また、資格喪失日についても退職したのは 29 年に大病をした後なので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の当時の代表取締役及び取締役は既に死亡しており、同僚等の証言も得ることができないことから、当該期間における申立人の勤務実態を確認することができない上、当該代表取締役の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 25 年 5 月 24 日であり、申立期間①については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であったことが認められる。

2 申立期間②について、申立人が記憶している当該期間当時の同僚 3 人については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に氏名が記載されていない。

また、A 社の元従業員 4 人から聴取したところ、いずれも「自身の入社日は厚生年金保険の資格取得日よりも前である。」と証言しており、そのうちの二人が、「厚生年金保険に加入するまでの間、給与から厚生年金保険料を

控除されていなかったと思う。」と証言していることから、同社では、必ずしもすべての従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる上、加入手続を行うまでの間、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言までは得ることができない。

- 3 申立期間③については、昭和28年11月1日からA社で働いていたとする元従業員（厚生年金保険被保険者資格取得日は29年4月13日）が、「申立人が同社で働いていた記憶は無い。」と証言しており、当該元従業員以外に、申立期間③において在籍した当時の元従業員から、当該期間における申立人の勤務実態についての証言を得ることができない。
- 4 このほか、被保険者名簿を見ても健康保険番号には欠番が無く、記録に不自然な点は見当たらない上、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月4日から同年2月4日まで
昭和46年1月分の給料から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、同年1月4日から同年2月4日までの記録が漏れている。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における昭和46年1月の給与明細書から、申立人が申立期間において同社に勤務し、給与から厚生年金保険料に相当する金額が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、当該事業所は昭和46年2月5日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業所記録照会回答票によると、A社は任意包括適用事業所（強制適用事業所に該当しない事業所で、県知事の認可を受けて適用となる。）と表示されていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の新規適用時の被保険者数は4人であることが確認でき、既に亡くなっている社長を除く申立人を含む3人に、新規適用当時の従業員の人数を確認すると、「設立時から従業員は社長も含め4人であった。」とそれぞれ証言している。さらに、上記の被保険者名簿によると、昭和46年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員が一人確認でき、当該元従業員は「私が入社した時の従業員は4人であった。私は、46年3月1日以前は勤務していない。」旨証言している。これらのことから、A社は、申立期間においては従業員4人の事業所であり、従業員数が常時5人以上という当時の厚生

年金保険強制適用事業所の要件を満たしてなかったことが認められる。

したがって、給与明細書で確認できる厚生年金保険料に相当する金額の控除については、本来控除されるべきでない保険料が控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は当該事業所における厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月ごろから54年4月18日まで
② 昭和57年2月28日から58年8月30日まで

私は、申立期間①にはA社(後に、B社)、申立期間②にはC社に勤務して、厚生年金保険に加入しているはずであるから調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が記憶している元同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間①に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同原票において被保険者資格を有する複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において勤務していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

また、当該事業所は、平成10年4月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のB社における資格取得日は昭和54年3月16日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日(54年4月18日)とおおむね一致していることが確認できるほか、申立人が提出した預金通帳(写し)によると、申立期間①とおおむね一致する53年8月から54年3月までの国民年金保険料が口座振替されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、C社で勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が記憶している元同僚の当該事業所における厚

生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間②に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同原票において被保険者資格を有する複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において勤務していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない上、当該事業所は、「当時の記録を保管しておらず、申立人に係る勤務実態は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立人が提出した雇用保険受給資格者証によると、申立人は、昭和57年2月27日にC社を退職し、翌月の3月8日に公共職業安定所に求職の申込みを行い、同月15日から58年1月9日までの間、雇用保険の基本手当を受給している記録が確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のほとんどを含めた昭和57年3月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。